

不正行為等通報の受理及び処理状況について

令和8年4月中に審査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	6
職員等	0
計	6

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	6
郵便・FAX	0
面談・電話	0
計	6

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

通報内容	処理状況
① ある出先機関の喫煙方法が適切ではない。	出先機関に調査を指示したところ、適切に喫煙所は設置していたが、喫煙所以外で喫煙している職員がいたため注意し、喫煙所以外では喫煙しないよう周知した旨の回答を得た。
② ある事業者は、公的機関を想起させる名称を使用している。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
③ ある振興局において、発注者支援業務従事者の部屋が雑談等でうるさい。	具体的内容が不明であるため不受理とする。なお、執務室の適正な管理に努めるよう庁内に対し注意喚起を行った。
④ ある振興局において、喫煙休憩時間が長すぎる職員がいる。	具体的内容が不明なため、不受理とする。なお、煙草休憩は節度をもって行うよう、庁内周知を行った。
⑤ ある不動産関連事業者のウェブサイト表記に不備がある。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
⑥ ある県民が児童扶養手当を不正受給している。	具体的内容が不明であるため不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	①④
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	4	②③⑤⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	0	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	①
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	5	②③④⑤⑥

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(3月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)
総務部 総務管理局 審査課
担当：石井、額田